

よる、とる、つく、おく、する

村 田 明

キーワード：動詞用法、題名動詞特殊用法表現、付属語、連体修飾、連用修飾

要旨

題名に挙げた動詞には特殊な用法があり、それはある観点からはその通り、つまりこれらの動詞の1用法と考えるべきであるが、別の観点からは、その用法が実は動詞の1用法ではなくて、それ自身1つの語であると考えられる理由を述べる。

0. 目的

題名に挙げた語は全て動詞で（以後、題名動詞と呼ぶ）、(2)の例文に示されているような典型的な用法がある。

- (1) a. 昨日泳いだ。
b. 太郎は新聞を読んでいる。
c. 合格を喜ぶ。
d. 義雄は花子が正直だと思っている。
- (2) a. 友だちの家による。
b. 進路を北にとる。
c. 埃が服につく。
d. 鞆を机におく。
e. 太郎を代表とする。

(1)のaでは自動詞文として時間表現が動詞行為に関する情報を与えている。bでは他動詞に対する動作主と対象物がそれぞれ助詞「は」と「を」で表現されている。cは対象概念を助詞「を」で、dは行為者を助詞「は」、対象命題を助詞「と」で表している。(1)と同様(2)においても、aは助詞「に」を伴う場所表現、bは助詞「を」を伴う対象表現と助詞「に」を伴う方向表現、cは助詞「が」を伴う対象表現と助詞「に」を伴う場所表現、dは助詞「に」を伴う場所表現と助詞「を」を伴う対象表現、eは助詞「を」を伴う対象表現と助詞「と」を伴う命題表現を備えることによって、各動詞の用法を満たしている。このように、用法を満たすという観点からは題名動詞は動詞が一般的に持つ性質を有している。しかし、題名動詞には(2)で示されているのとは異なる用法がある。

本稿の目的は題名動詞の特殊性を用例に基づいて示すことである。

1. 題名動詞特殊用法

前節で述べた題名動詞の特殊性というのは、(3)の下線部分に見られるような要素の示す性質のことである。

- (3) a. 太郎は警官によって助けだされた。
b. 義雄にとつて父親はうるさいだけの存在だった。
c. 資源のリサイクルについて話し合いましょう。
d. 運動会は10時から市民広場においておこなわれる。
e. 彼が我々の代表として出席した。

(3)の下線部要素は、動詞というよりはむしろ、付属語として名詞について連用修飾語句を形成する要素のように振舞っているように見える。

(3)の下線部要素が全体として1つの付属語ではなくて、付属語+動詞であることを示すために、ここではまず、ある語が動詞であるかどうかを知るための手がかりとなる動詞性にはどのような性質があるかを調べる。

動詞は、前節で例示したような用法を守らなければならない。逆にいえば、このような用法を守っている表現を動詞とみなすという考えがあっても不思議ではない。次に示す例はすべて、動詞用法として守らなければならない助詞の種類が正しくないので許容されない。

- (4) a. *昨日が泳いだ。
b. *太郎は新聞に読んでいる。
c. *合格が喜ぶ。
d. *義雄は花子が正直だに思っている。
(5) a. *友だちの家がよる。
b. *進路を北をとる。
c. *埃が服をつく。
d. *鞆を机がおく。
e. *太郎を代表をする。

題名動詞が使われている(5)では、下線部の助詞+動詞の組み合わせがそれぞれ「が+よる」、「を+とる」、「を+つく」、「が+おく」、「を+する」になっていて用法違反である。正しくは、(2)に見られるように、それぞれ「に+よる」、「に+とる」、「に+つく」、「に+おく」、「と+する」の組み合わせでなければならない。

ここで気が付くことは、(3)の下線部要素の最初の音節字「によって」の「に」、「にとつて」の「に」、「について」の「に」、「において」の「に」、「として」の「と」が(2)の正しい組み合わせの助詞と一致しているということである。(3)の下線部要素が付属語として名詞に付いていると考えると、今述べた一致が単なる偶然ということになるが、

(3) の下線部要素は「助詞＋題名動詞テ形」(以後、題名動詞特殊用法表現と呼ぶ)と考えることによって、この一致は題名動詞がその用法を守った結果であるという自然な説明が可能となる。もちろん、題名動詞の用法を守っていない次の例はすべて許容できない。

- (6) a. *太郎は警官がよって助けだされた。
b. *義雄をとって父親はうるさいだけの存在だった。
c. *資源のリサイクルをついて話し合いましょう。
d. *運動会は10時から市民広場がおいておこなわれる。
e. *彼が我々の代表をして出席した。

2. 連体形

動詞性を示す2つ目の性質として取り上げるのは活用である。

- (7) a. 義雄は花子が正直だと思わない。
b. 義雄は花子が正直だと思います。
c. 義雄は花子が正直だと思う。
d. 義雄が花子が正直だと思うことは当然だ。
e. 義雄が花子が正直だと思えば、それでよい。
f. 義雄が花子が正直だと思おうと、状況は変わらない。
g. 義雄は花子が正直だと思って求婚した。
h. 義雄は花子が正直だと思った。
(8) a. 太郎を代表としない。
b. 太郎を代表とします。
c. 太郎を代表とする。
d. 太郎を代表とする案が出された。
e. 太郎を代表とすれば安心だ。
f. 太郎を代表としよう。
g. 太郎を代表として送り込む。
h. 太郎を代表とした。

(7) は動詞「思う」の、(8) は題名動詞「する」の活用を示す例である。どちらも一連の完全な変化形を持っている。ここで注目したいのは連体修飾のあり方である。名詞や助詞には活用がないので名詞や助詞を連体修飾要素として使うためには「の」を付ける。

- (9) a. *太郎本
b. 太郎の本
(10) a. 琵琶湖で泳ぐ。
b. *琵琶湖で泳ぎは疲れる。
c. 琵琶湖での泳ぎは疲れる。

連体修飾という観点から題名動詞特殊用法を調べてみよう。

- (11) a. 太郎は警官によって助けられた。
 b. 警官による救出
 c. 警官によっての救出
- (12) a. 義雄にとって父親はうるさいだけの存在だった。
 b. *義雄にとる存在
 c. 義雄にとっての存在
- (13) a. 資源のリサイクルについて話し合しましょう。
 b. *リサイクルにつく話し合い
 c. リサイクルについての話し合い
- (14) a. 運動会は10時から市民広場においておこなわれる。
 b. *市民広場におく運動会
 c. 市民広場においての運動会
- (15) a. 彼が我々の代表として出席した。
 b. 彼を代表とする案
 d. 彼を代表としての案

(11)、(15)は「によって」、「として」が連体修飾形成要素「の」を使わなくても題名動詞連体形で連体修飾要素を形成できることを示している。一方(12)、(13)、(14)は、「にとって」、「について」、「において」が題名動詞の連体形では連体修飾要素を形成できないことを示している。連体形が使えるということは題名動詞特殊用法表現のなかのあるものは活用という観点から動詞性を持っており、連体形が使えないものは活用という観点からは動詞性がないことを示している。

前節では、題名動詞特殊用法表現は動詞の用法という観点からそれを守っており、動詞性を示していると述べた。しかし、活用という観点からは題名動詞特殊用法はあるものは動詞性を示すが、動詞性を示さないものもあることが分かった。

3. テ形

題名動詞特殊用法表現は形式的には「助詞+題名動詞のテ形」で連用修飾要素を作っている。そこで次に、テ形の連用修飾用法という観点から題名動詞特殊用法表現の性質を調べてみよう。

- (16) a. 昨日、向こう岸へ泳いで渡った。
 b. 太郎は新聞を読んで驚いた。
 c. 合格を喜こんで知らせた。
 d. 義雄は花子が正直だと思って笑った。
- (17) a. 友だちの家によってゲームをした。
 b. 進路を北にとって急いだ。
 c. 埃が服についていららした。

d. 鞆を机において眠ってしまった。

e. 太郎を代表として送り出した。

題名動詞 (17) もそうでない動詞 (16) も連用修飾要素になったからといってその用法は守られなければならない。それを守っていないように見える例であっても、その合理的理由があれば問題はない。たとえば、(16c) で、「喜ぶ」はその対象を助詞「を」で表現しなければならないのであるが、「合格を」は「知らせた」の対象であって「喜んで」の対象ではないように見える。しかし、同一文中の複数の動詞の主語や補語が同じである場合、それを一回しか表現しないことはよくある事である。その場合その主語や補語は複数の動詞の用法を満たす回数使われているが、発音されていないだけであると考えることによって合理的な説明が可能である。これは生成文法理論で空範疇という概念で表現されているもので、詳しい説明はあまりにも本筋からかけ離れてしまうことになるのでここでは省略する。空範疇という考え方が合理的であると仮定すれば、(16c) には動詞用法違反はないと考えることができる。

また、少しごちなくはなるが空範疇の代わりに代名詞「それ」を使って (16c) を言い換えることもできる。

(18) a. ?合格をそれを喜んで知らせた。

b. ?合格を喜んでそれを知らせた。

(18) で「それ」の指し示す内容が「合格」以外のことであればこの例には何の問題もないが、「合格」を指し示しているとすれば少し許容性が落ちるであろう。しかし、(18) が非文法的であるというのは言い過ぎで、可能な表現であると言えるであろう。今述べたことが正しいとすれば、動詞テ形の連用修飾用法は題名動詞も含めて動詞それぞれの用法を守っているといえるであろう。

次に、題名動詞特殊用法表現を調べてみよう。

(3) a. 太郎は警官によって助けだされた。

b. 義雄にとって父親はうるさいだけの存在だった。

c. 資源のリサイクルについて話し合いましょう。

d. 運動会は10時から市民広場においておこなわれる。

e. 彼が我々の代表として出席した。

1節で、(3) の下線部表現は「助詞+題名動詞テ形」の組み合わせであると考えることによって第1要素の助詞が題名動詞の用法を守った結果として存在する、と述べた。しかし、ここで実は重大な問題が生じている。下線部表現の第2要素を題名動詞テ形と考えるということは題名動詞それぞれの用法に関して、第1要素の助詞だけではなく他にも守らなければならないことがあるのである。「よって」は助詞「に」を伴う場所表現以外にも動作主を、「とって」は助詞「に」を伴う方向表現以外にも助詞「を」を伴う対象表現と動作主を、「ついて」は助詞「に」を伴う場所表現以外にも助詞「が」を伴う対象表現を、「おいて」は助詞「に」を伴う場所表現以外にも助詞「を」を伴う対象表現と動作主を、「して」は助詞「と」

を伴う命題表現以外にも動作主を必要としている。

今述べた観点からいうと、題名動詞特殊用法表現は題名動詞の用法を守っているとはいえない。

- (19) a. *太郎は彼が警官によって助けだされた。
b. *太郎が方向を義雄にとって父親はうるさいだけの存在だった。
c. *資源がそのリサイクルについて話し合いました。
d. *運動会は10時からみんながテントを市民広場においておこなわれる。
e. *彼が我々が彼を代表として出席した。

(19d) は「において」を題名動詞特殊用法表現と解釈しなければ可能であるが、題名動詞特殊用法表現つまり運動会のおこなわれる場所を示すと解釈すれば許容できないものになる。これを説明するためには、第1節の結論とは逆に題名動詞特殊用法表現は「助詞＋題名動詞テ形」の組み合わせではなくて、全体として1語の付属語として名詞に付いていると考えなければならない。

4. 結論と感想

「によって」、「にとって」、「について」、「において」、「として」のような要素は「助詞＋動詞テ形」の組み合わせ表現であると考えべきである理由と、逆に全体として1語の付属語であると考えべき理由を述べた。この矛盾する結論にさらに考察を加えるためには現在のところ不明な新たな観点の導入が必要である。その新たな観点の候補として『動詞テ形の用法変化（意味変化）』のようなものが考えられるのではないだろうか。